

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付管理を行っていた夫が死亡したため、夫から私の結婚後の保険料はまとめて納めたと聞いていたので、夫の国民年金加入期間がすべて納付済みとなっているのに、私の申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月の結婚後、申立期間を除き、国民年金加入期間である約35年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和37年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間が含まれる37年4月から41年3月までの期間の保険料は特例納付により納付済みとなっている。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和63年度から平成3年度までの国民年金保険料を、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められる。

加えて、申立人の夫の同級生が自宅に来訪した折に、その同級生から特例納付をしたという話を聞いて、夫が自分も夫婦二人分の特例納付をしようと言ったことを記憶しているという申立人の申述は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間のころの国民年金保険料は、妻の分と一緒に2か月分か3か月分をまとめて納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し国民年金に加入した昭和42年9月から60歳まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、前納制度も利用しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻も、7か月の未納期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みで、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 2 日から 33 年 2 月 1 日まで

私は、夫と結婚するつもりでA（地名）に引っ越すことになり、昭和 33 年 1 月に会社を突然辞め、その直後にA（地名）に引っ越したので、脱退手当金を請求する気持ちも時間的余裕もまったく無かった。厚生年金保険の加入記録の復活を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 7 か月後の昭和 35 年 8 月 10 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者名簿の氏名変更の処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 34 年 12 月 4 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を受給したとされる昭和 35 年 8 月ごろ、申立人は、住所地を離れ、遠隔地であるB（地名）まで出向いて脱退手当金を請求するはずがないと主張しており、申立人の夫も、申立人が当時すでにA（地名）に住んでいて、住所地にはいなかったと供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 9 日から 45 年 11 月 16 日まで
② 昭和 45 年 11 月 16 日から 46 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 41 年 8 月 9 日から(株)Aに、45 年 11 月 16 日からB(株)に勤務し、46 年 1 月 15 日に出産のため退社した。60 歳を前に社会保険事務所に行ったところ、退社 3 年後の昭和 49 年 4 月に脱退手当金の支給記録があり、厚生年金保険の受給権が無くなっていることにびっくりした。一時金を受けとった事実は無いので、空白期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理では、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 3 年 3 か月後の昭和 49 年 4 月 30 日に支給されたこととなっているほか、申立人が勤務していた最終事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 46 年の前後 2 年に資格喪失し、その資格喪失日において、脱退手当金の受給資格を有していた女性は申立人以外に 11 人いるが、その全員に脱退手当金の支給記録は無く、事業主が代理請求していたことは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に、同支店における資格喪失日に係る記録を25年8月1日に、株式会社C D支社における資格喪失日に係る記録を31年1月4日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和20年11月から21年3月までの期間については60円、21年4月から22年5月までの期間については180円、22年6月から23年2月までの期間については600円、24年5月から25年7月までの期間については5,000円、30年11月及び同年12月については1万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月1日から23年3月1日まで
② 昭和24年5月10日から25年8月1日まで
③ 昭和30年11月1日から31年1月4日まで

私は、昭和20年11月1日から40年11月12日までA株式会社、株式会社C（A株式会社が商号変更したもの。以下同じ。）に転勤をしながら一貫して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているため、加入記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社E（株式会社Cが商号変更したもの。）発行の「退職証明書」から、申立人がA株式会社及び株式会社Cに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記「退職証明書」において申立人は昭和20年11月1日に同社に入社したことが記載されていることから、A株式会社B支店における資格取得日を20年11月1日に、同支店における資格喪失日を、社会保険事務所の

被保険者名簿における同僚等の異動記録から判断すると 25 年 8 月 1 日とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の被保険者名簿における同僚等の異動記録から判断すると株式会社 C D 支社における資格喪失日を、昭和 31 年 1 月 4 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 3 月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から判断すると、20 年 11 月から 21 年 3 月までの期間については 60 円、21 年 4 月から 22 年 5 月までの期間については 180 円、22 年 6 月から 23 年 2 月までの期間については 600 円、また、24 年 4 月の社会保険事務所の記録から、24 年 5 月から 25 年 7 月までの期間については 5,000 円、さらに、30 年 10 月の社会保険事務所の記録から 30 年 11 月及び同年 12 月については 1 万 8,000 円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得及び喪失の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から53年5月まで

私は、昭和50年5月まで共済組合に加入し、退職後、結婚して氏名変更と同時に国民年金の再加入の手続を行った。国民年金保険料は銀行口座振替により納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和53年6月3日に任意加入した旨が記載されており、任意加入被保険者となる期間についてはさかのぼって資格取得することができないため、申立期間は未加入期間で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年6月から銀行口座振替により国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が当時居住していたA市B区では、口座振替を開始したのは50年10月であることが確認できる上、同市の被保険者名簿には、申立人が53年10月から口座振替を開始したことが記載されている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から30年11月25日まで
平成19年7月20日にA社会保険事務所から、昭和28年1月1日から30年11月25日までの期間について脱退手当金が支給されているとの回答があったが、申立期間当時、事業主から脱退手当金の説明は受けておらず、脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、事業主から脱退手当金の説明は受けておらず、脱退手当金は受け取っていないと主張しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、給付種類「脱退手当金」、支給年月日「31年1月13日」、支給金額「2,912円」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和31年1月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 9 日から 42 年 2 月 16 日まで
私は、平成 19 年に A 社会保険事務所で、昭和 38 年 9 月 9 日から 42 年 2 月 16 日までの厚生年金の加入期間について、脱退手当金を 42 年 3 月 17 日支給済みと言われたが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 42 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 3 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれもが資格喪失日の約 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 3 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
私は、平成 13 年に A 社会保険事務所を訪れた際、B 社の副社長として勤務していた昭和 53 年 10 月 1 日から 59 年 2 月 16 日までの期間のうち、53 年 10 月 1 日から 55 年 7 月 31 日までは厚生年金保険に入っていないと回答されたが、納得がいかないのので、第三者委員会に対して厚生年金保険記録確認の申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

C 会計事務所から提出された社員別給与とりまとめ表及び同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B 社に勤務していたことは確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿において、同社は、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所として新規適用されていることが確認できることから、申立期間当時、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の同僚は「申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述をしており、その同僚の同社の被保険者資格の取得は、同社が新規適用された昭和 55 年 8 月 1 日であり、申立人の被保険者取得日と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案336

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月17日から36年8月24日まで

私は、A社B工場を退職する時に、脱退手当金をもらわずに厚生年金被保険者証を受け取って退職し、年金がもらえると思って厚生年金被保険者証を大切に保管していたのに、脱退手当金が支給されたことになっている。申立期間について記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給の決裁をした旨の「脱」の表示を押印することとされており、申立人が現在も所持している同証にも、当該表示が確認できる。

また、A社B工場の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年8月の前後約1年に資格喪失した者26名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24名について資格喪失日の約2か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあらず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年8月まで

厚生年金保険の加入期間について、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料が給料から引かれていたし、退職するときに厚生年金被保険者証をもらったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がB社に申立期間について勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、同僚は「社員寮で一緒であったことは記憶しているが、申立人の勤務状況については、具体的に覚えていない。」と供述していることから、申立人の勤務形態が不明である上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶している同僚の名前は確認できるが、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番も無いことに加えて、雇用保険の加入記録についても確認できなかった。

さらに、当該事業所は昭和60年に全喪事業所となっており、当時の事業主も既に他界しているため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案338

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月21日から56年2月20日まで

私は、昭和36年12月1日から56年2月20日までA社に勤務していたが、52年1月21日から56年2月20日までの厚生年金保険の記録が無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、A社は平成10年11月1日に全喪事業所となっており、当該事業所の従業員は、B社に引き受けられたが、B社では「A社を吸収合併という形ではなく、従業員を受け入れただけであり、人事記録、労働者名簿等は10年以降に入社した者の記録しか無い。」としていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況等が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立人のA社に係る被保険者原票では、昭和36年12月1日に厚生年金保険の資格を取得し、52年1月21日に資格を喪失したこととなっており、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者証明書に記載されている加入期間記録、D厚生年金基金の加入期間記録及び雇用保険の加入期間記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 26 日から同年 11 月 4 日まで

私は、昭和 42 年 5 月に A 社の B 部に入社したが、43 年 4 月に B 部を分離し労働条件及び勤務場所はそのままで名称のみ C 社にするとの説明を受けた。申立期間については、当然、給与から保険料が差し引かれていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な勤務についての説明及び同僚の供述から、申立期間において申立人が C 社に勤務していたことは認められるものの、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿によると、C 社は昭和 43 年 11 月 4 日に任意包括事業所として厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間当時、当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚は「勤務を始めたのは昭和 43 年 4 月からであるが、勤務当初から厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていない。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認することはできない。

加えて、申立期間において申立人は国民年金に加入しており、申立期間の一部について国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 340

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
私がA社B支店に勤務していた昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの厚生年金保険期間について、C 社会保険事務所から脱退手当金を受け取っていると回答された。脱退手当金は受け取っておらず、納得がいかない。また、私の被保険者名簿の検証をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 9 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は被保険者名簿の検証を主張しているが、当該名簿において申立人の被保険者名簿の記載事項に関して疑わせる記録は無く、記録管理は適切に行われていたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 18 日から 47 年 12 月 21 日まで
私は、脱退手当金が支払われた昭和 48 年 5 月は妊娠中であり、また、治療のためA病院に 40 日間入院し、同年 7 月 10 日に出産したので、その間に社会保険事務所に出向き脱退手当金を受け取ることはなかったし、その後も子育てに専念していたので同様に受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、B社C支店を退職した約4か月後の昭和48年4月27日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年5月18日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和48年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 342

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
私は、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、A医療機関に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA医療機関における申立人の雇用保険加入記録が確認できないこと及び申立人が同僚等の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料が無いことに加え、事業主の照会回答によると、申立期間当時の厚生年金保険関係資料が廃棄されているため、事業所が申立人に係る資格取得の届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否か不明である。

さらに、当該医療機関は昭和 36 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であるが、社会保険事務所で保管している厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和54年1月から55年6月までA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、55年4月から同年6月までの加入記録しか無い。申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを推認することができるが、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険の新規適用は昭和55年4月11日で、申立人が厚生年金保険の被保険者となった日と同日であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所では無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿にも、申立人、事業主及び同僚の資格取得日が55年4月11日と記載されている。

さらに、当該事業所は昭和62年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年4月20日に閉鎖されている上、事業主の子は、親は既に死亡しており、会社関係の書類等は全部処分したと述べていることから、申立人の申立内容を認めるに足りる関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 10 月 10 日まで

私は、昭和 44 年 2 月から同年 10 月 10 日まで A 市にあった B 社（又は C 社）に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは推認することができるが、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は、C 社に勤務した可能性があると主張しているが、当該事業所は、申立期間当時、D 市 E 区にあったことから事業所の所在地は A 市であったとする主張と矛盾する。

さらに、申立人は申立期間における当該事業所の入社日が特定できない上、B 社は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間のほとんどの期間は適用事業所ではないことに加えて、事業主は当時の資料は無く担当者も死亡したと回答していることから、人事記録等を確認することはできない。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保有する B 社及び C 社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間当時、A区BのC社に勤めていて、厚生年金保険に加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するC社は、本社のあるD（地名）において厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立人並びに申立期間当時一緒に勤めていたその同僚及びその上司の3人共、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が認められない上、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細等も無い。

また、申立人及びその同僚の供述内容は詳細で、確認可能な事実とも合致していることから、申立人が当該事業所に雇用されていたことは推認することができるものの、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和62年1月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿に記載された代表取締役も亡くなっていることから、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 59 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間当時、A事業所に勤務していて厚生年金保険にも加入していたはずであり、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年7月から58年12月末までの期間及び59年3月22日から同年8月末までの期間にB社（当時はA事業所）に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の被保険者名簿では、59年3月22日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失した旨の記録が確認できるのみで、欠番も認められない上、雇用保険の記録も59年3月22日から同年8月31日までのもののみで、申立期間において、当該事業所に雇用されていたことが確認できない。

また、申立人の国民年金保険料収納記録では、申立期間のうち、昭和53年4月から58年12月までの69か月間に渡って保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成16年8月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であること、及び申立人も同僚の名前等当時の状況についての記憶が定かでないことから、申立人の主張を認めるに足る関連資料等も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月6日から27年6月23日まで
② 昭和29年1月21日から同年7月1日まで

昭和25年4月6日から29年1月21日までの期間は、A社B事業場で知人3人と一緒に働いていた。また、昭和29年1月21日から同年7月1日までの期間は、C社に勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、昭和25年4月6日から27年6月23日までの期間及び29年1月21日から同年7月1日までの期間は、いずれも厚生年金保険に未加入となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、A社B事業場における申立人の資格取得日は昭和27年6月23日となっており、申立人が一緒に勤務していたと主張している3人の同僚については、申立期間における被保険者としての厚生年金保険の加入記録は無い。

申立期間②について、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、C社における申立人の資格取得日は昭和29年7月1日となっている。また、当該事業所では、当時の社員名簿に申立人の名前は見当たらないとしており、勤務実態を確認することができない上、当該事業所では、当時は入社してもすぐには厚生年金保険に加入していないことが多かったと述べている。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 20 日から 56 年 9 月 21 日まで
A社での厚生年金保険の資格取得日が昭和56年9月21日となっているが、53年12月に同社に入社し、57年3月末まで継続して勤務しており、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和56年9月21日と明記されている上、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細等も無い。

また、雇用保険の記録でも、申立人の被保険者期間は厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料収納記録を見ると、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 8 月までが申請免除期間となっており、この間、3回の免除申請手続を行わなければならないことから、この事実を承知していないとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ころから 33 年ころまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和 32 年ころから 33 年ころまで A 社 B 工場で働いていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所の被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立人が記憶していた同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い上、供述が得られない。

さらに、当該事業所では、申立人は正社員ではなかったと回答しており、申立人も臨時工として入社したと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から12年3月まで

A社に平成12年3月末日まで勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。社会保険事務所の記録で8年3月までしか厚生年金保険の加入記録が残っていないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元事業主が、申立人は平成8年3月31日に定年退職したが、同年5月16日に再雇用したことを供述しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、平成8年4月に政府管掌健康保険の継続療養の手続を行っており、申立期間の始期において厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる上、申立期間中の10年2月に国民健康保険に加入している。

さらに、雇用保険の加入記録も厚生年金保険加入記録と一致している。

加えて、申立人は、平成10年12月で65歳になっており、これ以降は厚生年金保険に加入することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。